

令和8年3月4日

「第104回島根県スポーツ推進審議会」の開催について

標記会議を下記のとおり開催します。

記

1 日 時

令和8年3月10日（火） 13:30～15:00

2 場 所

島根県庁黒田庁舎 2階 203会議室（松江市黒田町488-2）

3 議 事

第3期島根県スポーツ推進計画の取組状況

4 公開方法

(1) 公開の別 公開

(2) 傍聴定員 5人

(3) 傍聴手続

ア) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越してください。

イ) 受付時間は、当日13時15分からです。

ウ) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了解ください。

エ) その他、傍聴要領に記載の事項を遵守してください。

【問い合わせ先】

島根県環境生活部スポーツ振興課

スポーツ振興係 美藤、伊原

TEL:0852-67-4112

傍 聴 要 領

島根県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- 2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
(傍聴希望者が定員を超え多数予想される場合は、抽選により行う。)

2 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3) 非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- 2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4) 携帯電話等を使用しないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、係員の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。